

平成 28 年 2 月 5 日

各 位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード 13444)
代表者名 取締役社長 金上 孝
問合せ先 ディスクロージャー部 宇野 誠朗
(TEL. 03-6250-4910)

E T F の投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

国際の E T F V I X 短期先物指数 (1552)

国際の E T F V I X 中期先物指数 (1561)

2. 変更の理由

投資家の利便性向上に資するため、申込不可日を緩和する。

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

平成 28 年 2 月 5 日 金融庁届出日

平成 28 年 2 月 10 日 変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の変更の案

国際のETF VIX短期先物指数

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第 14 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 9 条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みを受付けません。<u>ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みを受付けることができます。</u></p> <p>（略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第 14 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 9 条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みを受付けません。</p> <p>（略）</p>
<p>（信託の一部解約）</p> <p>第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該請求は受付けません。<u>ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求を受付けることができます。（以下、本項の適用により一部解約の実行の請求を受付けないとする期日および期間を「一部解約請求不可日」といいます。）</u></p> <p>（略）</p>	<p>（信託の一部解約）</p> <p>第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が次の各号のいずれかに該当する場合（以下「一部解約請求不可日」といいます。）には、当該請求は受付けません。<u>ただし、委託者が必要と認める場合は、この限りではありません。</u></p> <p>（略）</p>

以上

投資信託約款の変更の案

国際のETF VIX中期先物指数

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第 14 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 9 条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みを受付けません。<u>ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みを受付けることができます。</u></p> <p>（略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第 14 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 9 条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みを受付けません。</p> <p>（略）</p>
<p>（信託の一部解約）</p> <p>第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該請求は受付けません。<u>ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求を受付けることができます。（以下、本項の適用により一部解約の実行の請求を受付けないとする期日および期間を「一部解約請求不可日」といいます。）</u></p> <p>（略）</p>	<p>（信託の一部解約）</p> <p>第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が次の各号のいずれかに該当する場合（以下「一部解約請求不可日」といいます。）には、当該請求は受付けません。<u>ただし、委託者が必要と認める場合は、この限りではありません。</u></p> <p>（略）</p>

以上